

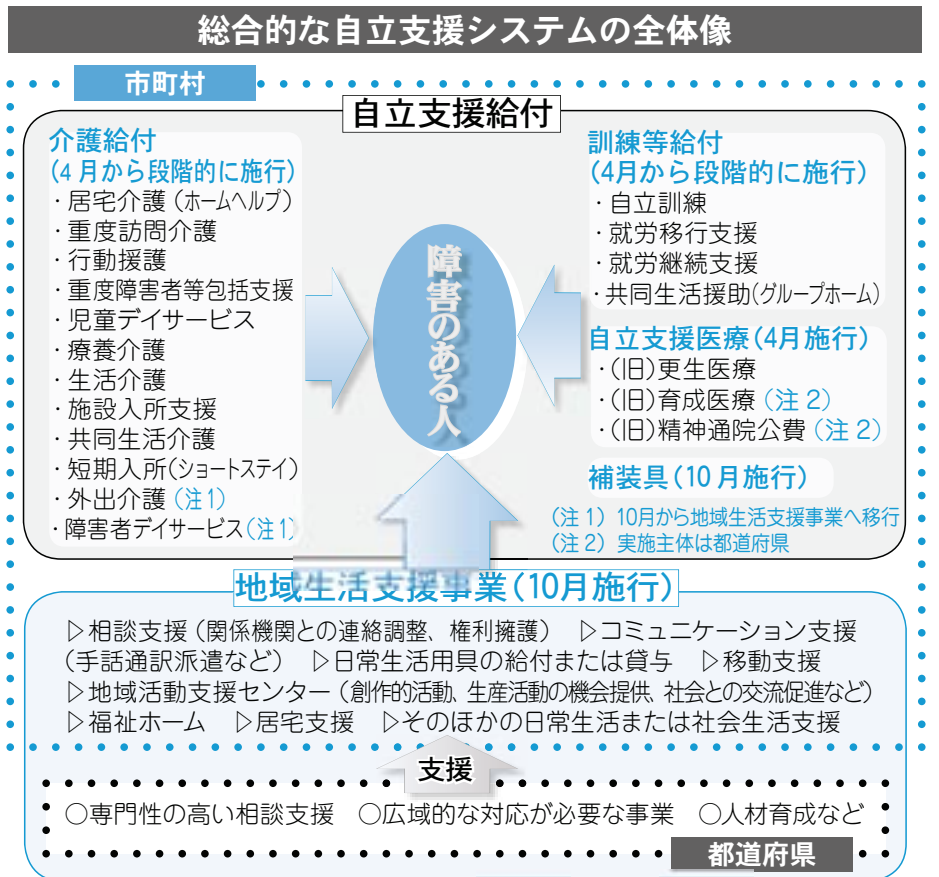
障害のある人の自立を目ざして 4月1日から障害者自立支援法が施行されます

昨年10月に『障害者自立支援法』が成立し、4月1日から施行されることとなりました。このため、障害のある人への福祉・医療サービスの制度が、段階的に変わります。主な変更内容は次のとおりです。



1. 障害者福祉サービスの体系が変わります

これまで、障害の種別ごとに組み合わせられていた施設や事業の体系が、ホームヘルプなど介護の支援を行う「介護給付」、生活訓練や就労支援などを行う「訓練等給付」の2種類の体系に編成されるとともに、サービスの利用手続きが変わります。また、相談支援事業など、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい事業は「地域生活支援事業」として位置づけられ、市が事業の内容を決定し10月から施行します。



2. 利用者負担額の仕組みが変わります

4月以降、利用者負担の仕組みが、これまでの所得だけに応じた応能負担から、利用するサービスの量と所得に応じた定率負担(1割負担)に変わります。また、施設などを利用した場合も、食費、光熱水費については利用者の実費負担となります。なお、サービスを利用する人の負担が重くなりすぎないように利用者負担の軽減措置があります。世帯の収入に応じた月額負担上限額は次のとおりです。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	負担なし
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の人	1万5000円
低所得2	市民税非課税世帯で、上記「低所得1」以外の人	2万4600円
一般	市民税課税世帯	3万7200円

現在、支援費サービスや精神障害者居宅介護サービスを利用している人には、利用者負担額の変更手続きについて個別にお知らせします。

3. 障害に係る公費負担医療が「自立支援医療」に変わります

精神通院医療、更生医療、育成医療が「自立支援医療」に変わり、医療費の1割を負担することになります。ただし、所得の低い人や、継続的に高額な医療費負担が生じる場合には、負担上限額を設定するなどの負担軽減策を講じます。また、入院時の食事代は原則自己負担となりますが、所得の低い人は減額されます。

自立支援医療費を受けるためには、3月31日(金)までに手続きを行う必要があります。申請書は各医療機関、市役所駅南庁舎生活福祉課、各総合支所福祉保健課に配置しています。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)20-3471